

# 令和8年度伯耆町公式ウェブサイトリニューアル業務 企画提案実施要領

## 1 件名

令和8年度伯耆町公式ウェブサイトリニューアル業務

## 2 業務の目的

この要領は、当町が実施する「令和8年度伯耆町公式ウェブサイトリニューアル業務」に係る企画提案の受付に関し必要な事項を定めるものとする。

## 3 業務内容

本町の公式ウェブサイトのリニューアル作業を行う。業務範囲は、次のとおりとする。

### (1) 行政サイトのリニューアル

ライブカメラ用FTPアカウント設定含む

### (2) 観光サイトのリニューアル

### (3) 移住定住サイトのリニューアル

### (4) 環境設定

サーバー構築、CMS設置設定 ※発注者が準備するサーバーへのOS、ミドルウェアの導入含む

### (5) 特設サイト移設・再設定

町立図書館サイト

※詳細は「令和8年度伯耆町公式ウェブサイトリニューアル業務 仕様書」のとおり。

## 4 業務期間

① 業務委託期間：契約締結日の翌日～令和9年2月28日まで

② 新ウェブサイト公開日：令和9年1月（予定）※別途、協議による

## 5 提案上限額

提案上限額は、5,300,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）とする。

## 6 実施形式

提案公募型プロポーザル

## 7 参加資格

(1) 過去2年以内に自治体のウェブサイトのリニューアルを2件実施した実績があること。

(2) 5年間以上の自治体ウェブサイトの運用実績があること。

## 8 候補者決定方法

見積書、企画提案書及びプレゼンテーションにより評価基準書に従い採点する。

## 9 スケジュール

(1) 質問受付期間

令和8年6月5日(金) 午後1時30分～ 令和8年6月12日(金) 午後5時

(2) 質問に対する回答

令和8年6月16日(火) 午後5時まで

(3) 見積書・企画提案書等提出期限

令和8年6月24日(水) 午後1時まで

(4) プレゼンテーション

令和8年6月29日(月) ※予定

(5) 審査結果通知・公表

令和8年7月3日(金) 午後5時まで

10 質疑

本調達に関する質問は、次によりメールに提出すること。

提出様式 質問書(様式1)

11 企画提案作成方法、提出要領

(1) 提出書類及び部数

参加表明書類 各1部

参加表明書(様式2)

誓約書(様式3)

業務実績(様式4)

企画提案書 10部(PDFデータも提出すること。)

見積書(様式5) 1部

(2) 提出場所

伯耆町役場企画課町づくり推進室

(3) 提出方法

郵送、又は持参(郵送の場合は、提出期限必着のこと。)

(4) 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(5) 企画提案書作成方法

ア 件名「令和8年度伯耆町公式ウェブサイトリニューアル業務 企画提案」

イ 様式は任意とするが、用紙のサイズはA4とし、枚数に制限は設けない。

ウ 企画提案書には以下の内容を含め、作成すること。

・会社情報

会社概要・実績※過去2年間の自治体ウェブサイトリニューアル実績

・本業務体制・スケジュール案

・リニューアル支援体制

データ移行方法、支援内容、職員操作研修

・デザイン・サイト構成

新トップページ、構成、各ページのデザイン案

スマートフォンでの閲覧対応

- CMS機能

提案CMSでのコンテンツ作成・公開方法（公開時のシステム上での決裁方法含む）

ページ管理方法

ユーザー管理方法

アクセシビリティ対応

CMS機能一覧※任意形式

- その他独自提案

SNSとの連携（公式LINEアカウント想定）に係る提案など

- 運用・保守について

運用支援・保守内容、運用保守費月額

(6) 見積書(様式5)作成方法

本業務一式の見積価格を記載すること。

見積条件がある場合は記載すること。

(7) その他

参加表明書類、企画提案書及び見積書の提出をもって参加表明とする。受付期間後における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は、一切認めない。

## 12 企画提案の審査要領

(1) 評価点の構成

技術点（100点）＋ 価格点（20点）＝ 評価点（120点）

(2) 採点方法

提出された企画提案及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も評価点の高い者を第1優先交渉権者とする。この場合において、最も評価点の高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を上位とし、当該2以上の者の技術点及び価格点のいずれも同点である場合は、くじ引きにより順位を決定する。

ア 技術点（100点満点）

企画提案書とプレゼンテーションにより評価基準に従い採点する。

※「必須」項目を満たしていないものがあつた場合は失格となる。

【評価基準】

- ページデザイン：10点
- CMSの機能：20点
- CMSの操作性：20点
- リニューアル支援体制：20点
- 運用保守サポート体制：20点
- 全体評価：10点

【プレゼンテーション実施方法】

参加企業、日時、場所は別途連絡する。提案時間は30分以内とし、終了後に質疑時間を設ける。

構成は、仕様書を基に具体的内容や実施方法を順序立てて説明すること。

イ 価格点（20点満点）

価格点について以下の計算式を用いて採点する。

価格点 = 20 - {(10 - 10 × 最低価格 ÷ 見積価格) × 2}

※最低価格とは、最低額の見積価格をいう。

※見積価格が提案上限額を超えた場合は、失格となる。

※価格点に係る計算において、その計算結果に1に満たない端数が生じたときは、その数を切り捨てる。

### 13 審査結果の通知及び公表

ホームページにて公開する。なお、審査の内容に関する問い合わせには応じない。

### 14 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 見積価格が提案上限額を超えている場合
- (3) 必須の項目において要件を満たしていないものがあつた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至つた場合
- (6) 公平な審査を害する行為があつた場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であると認められたとき
- (8) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者であると認められたとき
- (9) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。）

### 15 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 伯耆町情報公開条例に基づく公開請求があつた場合、原則として公開の対象となるが、正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては、認めない。

### 16 担当部署・問合せ先

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町役場町づくり推進室

電話：0859-68-3113

E-mail：machidukuri@houki“ハイフン”town.jp ※左記“ハイフン”部分は - に変換をお願いします。